

日弁連総第48号
2022年（令和4年）1月21日

法務大臣 古川 禎久 殿

日本弁護士連合会
会長 荒 中

勸告書

当連合会は、申立人Xの申立てに係る人権救済申立事件（2018年度第46号人権救済申立事件）につき、以下のとおり勸告する。

第1 勸告の趣旨

1 本件について

相手方が、申立人の意に反して調髪し、短髪（前五分刈り）を強制したことは人権侵害に当たる。

2 勸告の措置

全ての受刑者について、(1)丸刈りを直接にも間接にも強制しないこと、(2)受刑者の意思に反して有形力を行使して調髪を実施しないことを勸告する。

通知などの方法により、全ての受刑者について、(1)丸刈りを直接にも間接にも強制しないこと、及び(2)受刑者の意思に反して有形力を行使して調髪を実施しないことを刑事収容施設において周知徹底するように勸告する。

第2 勸告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

日弁連総第48号
2022年（令和4年）1月21日

青森刑務所長 山 端 忠 晴 殿

日本弁護士連合会
会長 荒 中

勸告書

当連合会は、申立人Xの申立てに係る人権救済申立事件（2018年度第46号人権救済申立事件）につき、以下のとおり勸告する。

第1 勸告の趣旨

1 本件について

相手方が、申立人の意に反して調髪し、短髪（前五分刈り）を強制したことは人権侵害に当たる。

2 勸告の措置

受刑者の髪型について、(1)丸刈りを直接にも間接にも強制しないこと、及び(2)受刑者の意思に反して有形力を行使して調髪を実施しないことを勸告する。

第2 勸告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

青森刑務所における男性受刑者の丸刈り強制に関する
人権救済申立事件

調査報告書

2022年（令和4年）1月20日

日本弁護士連合会

人権擁護委員会

事件名 青森刑務所における男性受刑者の丸刈り強制に関する人権救済申立事件
(2018年度第46号)

受付日 2019年(平成31年)1月31日

申立人 X

相手方 青森刑務所

第1 結論

法務大臣及び青森刑務所に対して、別紙勧告書のとおり勧告を行うことを相当とする。

1 本件について

相手方が、申立人の意に反して調髪し、短髪(前五分刈り)を強制したことは人権侵害に当たる。

2 法務大臣に対する勧告の措置

全ての受刑者について、(1)丸刈りを直接にも間接にも強制しないこと、及び(2)受刑者の意思に反して有形力を行使して調髪を実施しないことを勧告する。

通知などの方法により、全ての受刑者について、(1)丸刈りを直接にも間接にも強制しないこと、及び(2)受刑者の意思に反して有形力を行使して調髪を実施しないことを刑事収容施設において周知徹底するように勧告する。

3 青森刑務所に対する勧告の措置

受刑者の髪型について、(1)丸刈りを直接にも間接にも強制しないこと、及び(2)受刑者の意思に反して有形力を行使して調髪を実施しないことを勧告する。

第2 申立ての趣旨及び理由

1 申立人及び相手方

申立人は、申立て当時、青森刑務所に収容されていた受刑者である。

申立ての相手方は、青森刑務所である。

2 申立ての趣旨

申立人が、2018年10月11日、青森刑務所の刑務官らに居室から理髪室へ連行され、調髪実施の告知に対しこれを拒否したところ、複数の刑務官に身体を押さえつけられて髪を刈られ、さらにその際、刑務官から左腕をひねり上げられ、筋を痛める傷害を負ったことについて人権救済を求める。

3 申立ての理由

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下「刑事被収容者処遇法」という。)60条1項は、「受刑者には、法務省令で定めるところにより、

調髪及びひげそりを行わせる。」と定め、青森刑務所は、被収容者生活の心得において、以下のとおり定めている。

「調髪は、おおむね1か月に1回実施します。

ア 髪型は、イに該当する人を除き、原型刈り（長さ0.2cm程度に刈り上げるもの）か、前五分刈り（長さ1.6cm程度に刈り上げるもの）のうち好きな刈り方を選ぶことができます。

イ 次のいずれかに該当する人については、申出により中髪刈り（長さ5cmまで髪を伸ばせるもの）が許可されます。

(ア) 地方更生保護委員会委員の面接が終了し、仮釈放準備のため必要のある人

(イ) 残刑期3か月以内の人

(ウ) 禁錮受刑者

(エ) 拘留受刑者

ウ 額や眉毛を刈り上げたり、もみあげを伸ばしたりしないこと。」

申立人は、2018年8月22日に調髪を実施後、同年9月18日に調髪を拒否したところ、同年10月11日午前10時30分頃、約10名の刑務官が申立人の居室に来て、理髪室へ連行され、処遇主席から調髪の実施の告知を受けたが調髪を拒否したところ、数名の刑務官に身体を押さえつけられ、髪を刈られ、傷害を負わされた。

刑事被収容者処遇法は、調髪拒否について、身体を無理やりに押さえつけるなどして髪を刈ってよいとは認めていない。

第3 相手方の回答

被収容者生活の心得において、調髪は、おおむね1か月に1回実施すること、髪型は、原型刈りと前五分刈りのうち好きな刈り方を選ぶことができること、残刑期3か月以内の人などは申出により中髪刈りが許可されることを記載している。

申立人は、2017年2月9日から2019年5月11日まで青森刑務所に収容されていた。その間、申立人に対し、2017年には、2月21日、3月14日、4月11日、5月9日、6月7日、7月4日、8月4日、9月5日、10月2日、11月8日、12月8日に、2018年には、1月19日、2月21日、3月20日、4月18日、5月16日、6月19日、7月18日、8月22日、10月11日、10月17日、12月5日に、2019年には、1月9日、2月6日、3月22日、4月19日に、調髪を実施している。

2018年10月11日、申立人は、理髪室において、調髪を拒否すること、及び短髪を望まず髪を伸ばしたいことを述べていたにもかかわらず、相手方職員6名が、申立人に対して、理髪室にて、制止等の措置を採った上で、電気バリカンにより、調髪をした。同日10時19分、申立人が、理髪室に自ら移動しており、10時36分に、調髪を終了して、制止等の措置を解除した。

相手方職員らが実際にどのように調髪を行ったかについては、相手方からの回答（2020年1月28日及び2020年8月11日）によれば、次のとおりである。

「平成30年10月11日、当所職員が、申立人に対し、理髪室内で制止等の措置を執った事実はあります。」

「同日、申立人の調髪を終了するまでに、制止等の措置を執った職員の人数は合計で6名です。」

「同日午前10時19分頃、申立人は、自ら理髪室まで移動しましたが、同じ室内に準備されていた椅子に座ろうとせず、監督者である職員（略）が、申立人に対し、調髪を実施するため同椅子に座るよう再三に渡り、指示しましたが、申立人は、『拒否します。』と述べて拒否し続けました。」

「監督職員は、申立人に対し、調髪を拒否する理由を問いただしたところ、申立人は、『俺ははげてるから伸ばしたいんですよ。』などと述べ、監督職員は、申立人に対し、自ら座らないのであれば、職員によって座らせる旨警告しましたが、申立人は、『拒否します。』と述べたことから、監督職員は、刑事収容施設法第77条に基づき、立会していた職員に申立人の腕を制止するよう指揮し、職員2名が申立人の両腕を制止し」、つまり「申立人の右腕を制止した職員は、自己の右手で申立人の腕をつかんで制止し、自己の左手を申立人の背中部分に当て申立人を支え、申立人の左腕を制止した職員は、自己の左手で申立人の腕をつかんで制止し、自己の右手を申立人の背中部分に当て申立人を支えながら椅子に座らせようとしたところ、申立人が両足に力を込めて座ろうとしなかったことから、さらに職員2名が制止に加わり、申立人の足をそれぞれつかんで足を持ち上げ、椅子に座らせました。」

「申立人は、椅子に座った状態で、両手を後頭部で組合せ、調髪を妨げようとしたため、申立人の右腕を制止した職員は、申立人の右腕及び肩をつかんで、申立人の左腕を制止した職員は、申立人の左腕をつかんで、もう一名の職員は、申立人の後方から両手で申立人の両手首をつかみ、申立人の組合せた両手を解き、申立人の右腕を制止した職員は、申立人の右手首や右腕をつかんで手を降

ろさせ、申立人の左腕を制止した職員は、申立人の左手首や左腕をつかんで手を降ろさせました。」

「監督職員は、申立人に対し、力を入れないよう指示しましたが、申立人は、全身に力を込めて抵抗し続けたことから、職員1名が制止に加わり、申立人の両肩を制止しました。」すなわち「申立人の両腕を職員が降ろさせましたが、申立人は前かがみになり全身に力を込めて抵抗し続けたため、申立人の上半身を起こすように職員が申立人の後方から両肩をつかんで制止しました。」

「その後、申立人に対し、調髪用の前掛けを掛けたところ、申立人は、頭部を左右に何度も激しく振り抵抗したことから、さらに職員1名が制止に加わり、申立人の頸部及び頭部を抑えて制止しました。」

「監督職員が、申立人に対し、原型刈りと前5分刈りとどちらがいいか問うと、申立人は、調髪する気はない旨を述べたことから、原型刈りで良いか、再度、問うと、申立人は、『長い方がいいっすよ。でも俺は刈んねえよ。』と放言したことから、前5分刈りで刈るよう職員に指示しました。」

「調髪の指示を受けた職員が、申立人の調髪を開始したところ、申立人は、全身に力を込め、身体を動かすなどして調髪に抵抗したため、職員1名が制止に加わり、調髪を続けました。」ここでいう制止とは、「申立人を制止した上、調髪を開始しましたが、申立人は全身に力を込め、身体を動かすなどしたため、さらに職員1名が、申立人の後方から肩を制止した職員に替わり、申立人の肩をつかんで制止し、先に申立人の肩を制止していた職員は、申立人の右腕を制止していた職員に加わり、申立人の右肩をつかんで制止しました。」

「当所職員が、制止した状態で調髪を続けましたが、申立人は、首を振るなど抵抗し、全身を前方に押し出して床上に横向きに倒れ込んで抵抗しました。」

「監督職員は、申立人を椅子に座らせるよう指揮し、同指揮に基づき、職員5名が、両腕、両足、頭部をそれぞれ制止した上で、椅子に座らせ、調髪を再開しました。」ここでいう制止とは、「申立人は、調髪に抵抗し、全身を前方に押し出して床上に横向きに倒れ込んだため、申立人を椅子に座らせるため、申立人の両腕を職員2名がそれぞれ抱えるようにして、申立人の両足を職員2名がそれぞれつかんで、申立人を起こして、職員1名が申立人の頭部を押さえて、椅子に座らせました。」

「同時36分頃、調髪を終了したため、制止等の措置を解除しました。」

「被収容者の調髪に使用している器具はパナソニック製カットモード（電動バリカン）であり（略）申立人に対して、当時使用した器具の形式までは把握しておりません。」

第4 調査の経過

- 2018年10月18日 青森県弁護士会が申立て受付
- 2019年 1月31日 青森県弁護士会から日弁連宛て移送照会・申立て
受付
- 2019年 3月26日 予備審査委託
- 2019年 3月27日 日弁連が移送を承諾
- 2019年 4月 3日 青森県弁護士会から日弁連へ移送
- 2019年 9月 9日 本調査開始
- 2019年12月23日 日弁連から青森刑務所長宛て照会
- 2019年 1月30日 青森刑務所から回答
- 2020年 7月16日 日弁連から青森刑務所長宛て照会
- 2020年 8月13日 青森刑務所から回答
- 2020年12月15日 日弁連から法務省宛て照会
- 2021年 2月 5日 法務省から回答
- 2021年 5月18日 日弁連から女性受刑者収容施設宛て照会
- 2021年 5月26日から6月16日まで 各刑務所から回答

第5 当委員会が認定した事実

1 申立人に対する強制的な調髪について

2018年10月11日10時19分から10時36分の間、申立人が明確に調髪を拒否しているにもかかわらず、相手方職員6名が、申立人に対して、理髪室にて制止等の措置を採り、調髪をして申立人の髪を短く刈り上げた。

2 制止について

相手方職員の少なくとも5名が申立人の手首・腕・肩・足をつかみ頭部を押さえるなどして申立人を椅子に固定して電機メーカー製の電動バリカンによって申立人の頭髪を切っている。

3 傷害について

申立人が、調髪の結果として、傷害を負ったか否か及びその程度については、申立人と相手方とで主張が異なる。当連合会から相手方に対して診療記録の送付を求めたものの送付を受けることもできなかったため、必要な資料を得ることもできていない。したがって、傷害を負ったか否かについては認定に至ることができなかった。

第6 判断

1 法制度

(1) 刑事被収容者処遇法

刑事被収容者処遇法は、受刑者については、「受刑者には、法務省令で定めるところにより、調髪及びひげそりを行わせる。」（60条1項）とする一方で、受刑者以外の被収容者については、「刑事施設の長は、受刑者以外の被収容者が調髪又はひげそりを行いたい旨の申出をした場合には、法務省令で定めるところにより、これを許すものとする。」（同条3項）と定めており、「行わせる」「許すものとする」の違いがある。

この点、「受刑者については、受刑者に調髪及びひげそりの便宜を与えるとともに、その意に反しても、調髪及びひげそりを義務付けることができる趣旨を示したものである」（林眞琴・北村篤・名取俊也『逐条解説 刑事収容施設法第3版』有斐閣 2017年 231頁）、「受刑者以外の被収容者についても、調髪及びひげそりの機会が保障されていることを明確に規定し、また、監獄法39条とは異なり、保健衛生の保持を理由としても、その意思に反して調髪及びひげそりを義務付けることができるとはしていない。これは、受刑者以外の被収容者の法的地位にかんがみると、保健衛生の保持を理由に、個々人の人格的自由に関わるものであって本来自由であるべき調髪及びひげそりを義務付けることは適当ではないと考えられるからである。」とも解されている（同書238頁）。

(2) 刑事施設及び被収容者等の処遇に関する規則

刑事被収容者処遇法60条1項にいう法務省令として刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則が、「男子の受刑者には、刑の執行開始後速やかに、及びおおむね一月に一回、調髪を行わせる。」（26条1項）、「受刑者に行わせる調髪の髪型の基準は、法務大臣が定める。」（同条5項）と定めており、この法務大臣の定める髪型の基準として、被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令があり、「(1)男子の受刑者については、原型刈り（別図第1）、前五分刈り（別図第2）又は中髪刈り（別図第3）とする。」「(3)法第60条第2項に規定する自弁の調髪の髪型については、前2号の規定にかかわらず、刑事施設内の衛生の保持並びに刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがない限り、本人が希望する髪型とする。」（6条1項）、「男子の受刑者の調髪は、前項第1号に規定する原型刈り又は前五分刈りのうちから、その受刑者が選択する髪型を参考にして行わせるものとする。ただし、男子の受刑者が次のいずれかに該当する場合において、その者が希望すると

きは、前項第1号に規定する中髪刈りの髪型を参考にして、適当な長さに頭髪をそろえる調髪を行わせるものとする。(1)仮釈放の準備のため必要があると認められる者（仮釈放審査のための地方更生保護委員会委員による面接が終了している場合に限る。）(2)残刑期3か月以内の者(3)制限区分に応じて刑事施設の長が定める調髪の基準に該当する者（制限区分第2種以上の者に限る。）(4)禁錮受刑者(5)拘留受刑者」（同条2項）と定めている。

上記では、原型刈り又は前五分刈りのうちから受刑者が選択できるというもの、原型刈りは長さ0.2センチメートル、前五分刈りは1.6センチメートルに頭髪全体を刈り取るもの（上記別図第1・第2）であって、いずれも頭髪全体をごく短く刈るもの（以下「丸刈り」という。）であり、その選択の余地としての意味は乏しい。

もっとも、上記訓令6条3項は、「厚生労働大臣から理容師又は美容師養成施設の指定を受け、理容科又は美容科の職業訓練を実施している刑事施設において、その職業訓練として受刑者の調髪を行わせる場合には、その髪型について、前2項の規定によらないことができる。」としており、丸刈りも絶対的な要請とはなっていない。

なお、女子の受刑者については、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則が、「女子の受刑者には、必要があるときに、調髪及び顔そりを行わせる。」（26条3項。5項も同様に適用あり）と定めており、被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令は、「(2)女子の受刑者については、華美にわたることなく、清楚な髪型とする。」（6条1項）と定めている。

2 判例

(1) 刑事収容施設

受刑者について髪型の自由又は強制的な調髪について論じた最高裁判所判例は見当たらない。

最近の下級審裁判例としては、名古屋地方裁判所2006年（平成18年）8月10日判決平成17年（行ウ）第75号行政処分差止請求事件がある¹。原告は、トランス女性であって、刑事被告人として名古屋拘置所に収容されたが、懲役1年2か月の有罪判決が確定した。名古屋拘置所は、法令に基づく調髪に必ずやよう指導したが、原告は、肩までの長さ程度の調髪には応じるとするものの、社会復帰後の就職などを理由に、それより短い調髪には応

¹ https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/663/033663_hanrei.pdf

じないとの意向を表明している。原告は、行政事件訴訟法37条の4による差止めの訴えを提起して、「名古屋拘置所長は、原告の意思に反して原告の頭髪を強制調髪してはならない。」との請求をなした。これに対して、名古屋地方裁判所は、「名古屋拘置所長が、原告の頭髪について他の男子受刑者と異なる処遇を行う必要がないと判断し、調髪処分を行った結果、原告に相応の精神的苦痛を与えることになるとしても、これをもって、直ちに名古屋拘置所長の裁量権を逸脱・濫用する違法な行為と評価することはできない。」として請求を棄却した。

(2) 学校

最高裁判所において髪型の自由を争点として取り上げたものは見当たらないが、学校などにおいて髪型の自由が争われた裁判例がいくつかあり、最近においては、「一般に、髪型等の身だしなみは、自己の外観をいかに表現するかという個人的自由に属する事柄であるから、当該人の利益や自由を過度に侵害しない合理的な内容の指導等に限られる」としたものもある²。

3 憲法学説

佐藤幸治京都大学名誉教授は、既に1990年代において、人格的自律権（自己決定権）の内容の一つとして髪型を挙げつつ、「こうした事柄は、人によっては大事なものであるが、それ自体が正面きって人権かと問われると、肯定するのは困難であろう。が、こうした様々な事柄が人格の核を取り囲み、全体としてその人らしさを形成している。したがって、こうした事柄にも、人格的自律を全うさせるために手段的に一定の憲法上の保護を及ぼす必要があると解される」（佐藤幸治『憲法〔第三版〕』青林書院 1995年 460ないし461頁。佐藤幸治「憲法学において『自己決定権』をいうことの意味」（『法哲学年報 1989 現代における（個人—共同体—国家）』有斐閣 1990年 97頁）も同様。）と述べている。さらに、「何が何でも丸刈りを強制しなければならない理由がどこにあるのか疑問とされなければならないように思われる。」（前掲佐藤幸治『憲法〔第三版〕』413ないし414頁）と述べている。

² 山口地裁裁支部2012年（平成24年）11月19日判決平成23年（ワ）第81号雇用関係存在確認等請求事件〔甲高等学校事件〕は、原告が解雇無効を争った事件であるが、「頭髪指導を受けたD少年は、部活動をやめたいと述べるなど精神的影響も懸念される（略）、一般に、髪型等の身だしなみは、自己の外観をいかに表現するかという個人的自由に属する事柄であるから、当該人の利益や自由を過度に侵害しない合理的な内容の指導等に限られるべきところ、原告は、自身の担当する部活動の生徒らに対し、これを理髪店に連行するなどして強要したというのであって、指導の適正妥当な配慮を欠いているというべきである。」とした。

現在においては、更に議論が進んでおり、憲法が自己決定権を人権として確認していること、髪型を含む様々な事柄がその人らしさを形成していること、自己決定権の内容として髪型の自由も含まれること、画一的な髪型の強制は人格権の侵害となり得ることが学説において認められているといえる（渡辺康行・宍戸常寿・松本和彦・工藤達朗『憲法Ⅰ—基本権』日本評論社 2016年 126ないし127頁，安西文雄・卷美矢紀・宍戸常寿『憲法学読本第3版』有斐閣 2018年 100ないし101頁，高橋和之『立憲主義と日本国憲法第5版』有斐閣 2020年 155ないし158頁）。

4 国際人権基準

(1) 国連被拘禁者処遇最低基準規則（1955年，2015年大改訂）

国連被拘禁者処遇最低基準規則18は、以下のように定めている。

「規則18

1. 被拘禁者は、自己の身体を清潔に保つよう求められるものとし、このために、被拘禁者には、水及び健康・清潔の保持に必要な洗面道具が支給されなければならない。

2. 被拘禁者がその自尊心に見合う容姿を整えられるよう、頭髮及びひげを適当に手入れする設備ならびに男子が定期的にひげを剃ることができするための設備が設けられなければならない。」

この規則18は、被拘禁者がその自尊心に見合う容姿を整えられるよう、頭髮及びひげを適当に手入れする設備の設置を義務付けており、その自尊心に見合う容姿を保持する被拘禁者の権利を想定しているものと考えられる。

国連被拘禁者処遇最低基準規則は、この規則18の背景的な基本原則も定めている。すなわち、規則1「すべての被拘禁者は、人間としての生まれながらの尊厳と価値に対する尊重をもって処遇されなければならない。いかなる被拘禁者も、拷問及びその他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰の対象とされてはならず、またこれらの行為から保護される。これらの行為は、いかなる状況下においても正当な行為として実施されてはならない。被拘禁者、スタッフ、サービス供給者及び訪問者の安全ならびに警備は、常に確保されるものとする。」、規則3「人を外界から隔離する拘禁刑その他の処分は、自由の剥脱によって自主決定の権利を奪うものであり、正にこの事実の故に、犯罪者に苦痛を与えるものである。それゆえ、正当な分離または規律維持に付随する場合を除いては、拘禁制度は、右状態に固有の苦痛を増大させてはならない。」、規則4「1. 拘禁刑又はこれに類似する自由はく奪処分の目的は、第一に、犯罪から社会を守り、再犯を減

小さくすることにある。これらの目的は、犯罪をした人々が遵法かつ自立的な生活を送ることができるよう、可能な限り、釈放時にこうした人々の社会への再統合を確保するために拘禁期間が利用される場合に、はじめて達成され得る。2. この目的のために、刑務所その他の権限ある当局は、治療的、道徳的、精神的、社会的、及び健康及びスポーツを基礎とする性質のものを含め、適切かつ利用可能な教育、職業訓練、作業その他の形態の援助を提供しなければならない。」、規則5「1. 施設の体制は、被収容者の責任意識及び彼らの人間としての尊厳の適切な尊重を弱めがちな、刑務所生活と自由な生活との差異を最小化するよう努めなければならない。」としている。

(2) 自由権規約

市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）10条1項は、「1 自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。」としており、さらに「3 行刑の制度は、被拘禁者の矯正及び社会復帰を基本的な目的とする処遇を含む。」としている。

(3) 各国事例

英国の刑務所規則（1999）の規則28（衛生）においては、「被収容者の髪はその意思に反して切ってはならない。」とされている³。

アメリカ合衆国の連邦規則（調髪）においては、「(a) 刑務所長は、被収容者がきれいに清潔にしている限り髪の高さを制限してはならない。(b) 刑務所長は、長い髪の高さを被収容者に対して、食事の給仕担当のとき、または長い髪が労働災害につながる見込みを増加させるときには、帽子 (cap) あるいは髪用の網をかぶるように要求することができる。(c) 刑務所長は、適用される健康と衛生の要請に合致する毛髪の手入れのための役務を被収容者が利用できるようにしなければならない。」と定めている⁴。

5 当委員会の判断

(1) 髪型の自由

本件では、申立人が、調髪を拒否しており、短髪を望まず髪を伸ばしたいとの希望を表明しているにもかかわらず、相手方によって、有形力行使されることにより丸刈りされていることから、受刑者に髪型の自由があるのか、あるいは強制的に調髪をされない自由があるのかについてまず検討する。

³ The Prison Rules 1999 r. 28 Hygiene

⁴ 28 CFR § 551.4 - Hair length.

憲法13条は、生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利を保障しており、その一内容として自己に関する事柄について、公権力の干渉を受けることなく、自ら決定することのできる権利（自己決定権）を保障している。自己決定権の対象となる事柄としては、まず①自己の生命、身体の処分に關わる事柄、②家族の形成・維持に關わる事柄、③リプロダクションに關わる事柄があり、これらは最狭義の自己決定権の対象といえる。そして、髪型のほか、服装、身なり、喫煙、飲酒、ゲーム、登山、ヨット等々の事柄も人権としての自己決定権の対象たり得るかであるが、こうした様々な事柄が人格の核を取り囲み、全体としてその人らしさを形成しているという意味においてやはり自己決定権の対象であるとするべきである⁵。したがって、髪型の自由も自己決定権の対象たり得る。そして、受刑者も他の者と同様に人であることに変わりはなく、それゆえ受刑者であることを理由にそもそも享有しない人権があるわけではない。よって、受刑者にも髪型の自由があり、また強制的に調髪をされない自由があると解される。

この点、国連被拘禁者処遇最低基準規則18は、前述のように、頭髪について、その自尊心に見合う容姿を保持する被拘禁者の権利を保障していると解される。その自尊心に見合う容姿を保持する被拘禁者の権利は、服装や身なりなどの事柄を対象とする自己決定権と実質的には重なり合う。国連被拘禁者処遇最低基準規則によっても、受刑者にも髪型の自由があり、また強制的に調髪をされない自由があると解される。

当連合会は、既に、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）の日本についての第4回の締約国の報告審査（同規約40条）の際に、国際人権（自由権）規約に基づき提出された第4回日本政府報告書に対する日弁連報告書（1998年）において、当時の監獄法36条に基づく丸刈りの強制について、「日本の拘禁施設において、（略）、男子受刑者の髪を短髪にすることを強制していることは、規約10条、国連被拘禁者処遇最低基準規則10、11、21条⁶、国連被拘禁者保護原則24に違反する。被拘禁者の処遇を規約10条、国連の諸規則に合致するように改善しなければならない。」「国連被拘禁者処遇最低基準規則16⁷は、被拘禁者はその自尊心に見合う容姿を整えるために、頭髪及び髭を適当に手入れする設備を設置すべき

⁵ 前掲8頁佐藤幸治『憲法〔第三版〕』460ないし461頁、「憲法学において『自己決定権』をいうことの意味」97頁

⁶ 2015年改訂後は規則13条、14条、23条

ことを定めている。右規定は、施設の設置を定めたものであるが、その前提として、その自尊心の見合う容姿を保持する被拘禁者の権利を想定しているものと考えられ、明白な医療上の理由など、右権利の行使による不利益が具体的に存在しない限り、その制限は許されないものというべきである。」「この点、長髪を許すことによって『規律の保持』が害される危険性は具体的なものであるとはいえず、また『衛生上の必要性』についても、入浴と洗髪により対応できるのは自明である。これらの理由はいずれも抽象的な危険をいうものにとどまる。」「監獄法36条に基づく丸刈りの強制は、国連被拘禁者処遇最低基準規則16条に違反する。」という意見を表明している。

また、髪型の自由の根拠は、髪型もその人らしさを形成している要素であることにあるところ、受刑者につき一律に頭髪全体をごく短く刈る髪型を強制することは個々人の個性を否定する意味合いがあり、人権としての髪型の自由を侵害する度合いは強いと評価すべきである。

(2) 身体に対する侵害

人がその身体に侵襲を受けない権利は、一般的には、憲法13条の自己決定権が自己の身体の処分に関わる事柄に及ぶことによって基礎付けられる。頭髪は、人の身体の一部であるから、自己の意思に反して頭髪の処分を強制されないことは、人権として保障される。したがって、被収容者の頭髪をその意に反して切断することは人権侵害に当たる。また、頭髪は、もともと外側とはいえ、人の身体の一部であり、極限的な場合でない限り、頭髪の切断を強制することは許されないというべきである。

(3) 制限する理由とされている事由についての検討

もともと、現状においては受刑者に対しては一律に丸刈りが強制されているのが現状である。そこで、髪型の自由を行使することによる具体的な不利益・害悪の有無について検討する。

第1に、受刑者の髪型について、「多量の汗をかくような肉体労働による作業を行わせることが少なくなく、汗やほこりといった汚れを簡単に落とすためには上記のような髪型が便利であるし、機械を作動させる作業に従事することも多く、機械への巻き込みなどの危険を防止する上でも、自由に髪やひげを伸ばすことを認めることは適当でない面がある。」（前掲『逐条解説 刑事収容施設法第3版』235頁）との主張がある。

⁷ 2015年改訂後は規則18 2項

しかし、「衛生上の必要性」については、入浴と洗髪により対応できる。そもそも機械への巻き込みなどの危険を防止する方策としては、受刑者等の作業の安全及び衛生の確保に関する訓令36条⁸がその例によるとしている。労働安全衛生規則101条1項は、「事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。」としており、そもそも労働者が巻き込まれる危険のある機械を危険への対応策なく設置すること自体が許されていない。したがって、受刑者についても、巻き込まれる危険のある機械を危険への対応策なく設置すること自体が許されていない。

さらには、刑務所における作業と同様の作業を行う民間の工場にあっても特定の髪型の一律の強制はしておらず労働者の自由であることからいっても、受刑者が作業に従事することは髪型の自由を制限する理由とはならないことは明らかである。

第2に、「髪型等については、暴力団や暴走族などの反社会的集団に属する者に特有のものがあり、受刑者がそのような集団に属していることを象徴し、他者に対して誇示するような趣旨を有する髪型等（いわゆるリーゼント・スタイルや、剃込みなど）をすることを認めることは、そのような反社会的集団からの離脱を目標とする矯正処遇の効果を阻害することとなる。」（同書235頁）との理由付けもある。しかし、仮に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律にいう暴力団に属していることを象徴し誇示するような趣旨を有する髪型といったものがあるとしても、そのような髪型にあえて調髪していた者に対しては、暴力団に属すること自体について指導をするべきであり、その方法は、対話的な方法によるべきであって、調髪を強制することであるべきではない。

また、より一般的に、刑事収容施設の適正な管理運営の観点からまさに一律に丸刈りをする必要がある又は有用との見解もあるかもしれないところである。しかし、一律に丸刈りをすることは、人権の制限となるものであり、受刑者の社会復帰と更生に結び付くものではなく、さらには、円滑な刑務所運営に直接必要でもない。他の収容者の利益を考えれば、頭髪を清潔にすべき要請はあるが、それは髪型の自由をその限度で制限し得るものでしかない⁹。

⁸ 同条は「作業の安全基準及び衛生基準は、労働安全衛生規則第2編及び第3編（600条及び630条2号を除く）及びその他の法令の例による。」と定めている。

⁹ 当連合会は、「行刑改革会議による受刑者及び刑務官に対するアンケート結果について（申入れ）」

第3に、「さらに、上記のとおり、刑事施設においては、通常、受刑者が経理作業として多数の受刑者の調髪を担当しているところ、その技量には限界があり、原型刈り等の簡易な髪型に限定することが求められているという事情も存する。」（同書235頁）との主張もあるが、予算の制約の点は、全員一律にごく短髪に刈るのとは別の方策を考えるべきである。女性の受刑者の調髪は、現状では、刑務所ごとに異なるが、非常勤職員、外部の業者、あるいは受刑者が実施している。実施する受刑者には、美容師の免許を有している者もあれば有していない者もあるが、受刑中の職業訓練として美容師の免許を取得した者もある。男性の刑務所でも職業訓練として理容科を設けているところも既にあり、より多くの刑務所で理容科を設けることを積極的に進めるべきである。

第4に、受刑者に対して、犯罪をした罰として丸刈りを強制すべきであるという議論があるかもしれないが、禁錮は、刑事施設に拘置する刑罰（刑法13条2項）であり、懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる刑罰（刑法12条2項）であり、いずれも刑罰の内容として丸刈りの強制は刑法において定められていないから、犯罪をした罰として丸刈りを強制することはできない¹⁰。

（2003年11月10日）において、「受刑者アンケートにおいては、守るのがつらかった又は改めるべき規則について、『あった』とする者が71.3%にも上る。具体的には、つらかったもの、改めて欲しいもの、ともに【1】軍隊式行進、【2】居室内での姿勢・動作の制限、【3】工場における裸体検身の順で多い。居室内での姿勢や動作の制限は、『所内生活の心得』などに座る場所や日用品の整頓の仕方までこと細かく規定されており、国連規約人権委員会によっても『過酷な所内規則』として懸念を表明されているものである。こうした規則は、受刑者の社会復帰という観点ではなく、管理・統制という観点から異常なまでに細かく規定されており、かつ、規則違反が懲罰、さらには降級や仮釈放に直結しているため、受刑者たちに与える苦痛は深刻である。」「受刑者の社会復帰と更生、さらに円滑な刑務所運営という観点からも、管理・統制を第一とした非人間的な規則・処遇理念を抜本から改めることが肝要である。」と指摘している。そして、「行刑改革会議提言についての日弁連の意見」（2004年2月1日）においては、「従来型行刑の規律偏重主義からの脱却と社会復帰のための諸活動の中から生まれる受刑者と刑務官との人間的信頼関係に基礎を置く新しい規律秩序の在り方へと根本的な転換を求め」ることへの賛同を表明した。身体までも管理・統制することは容易に人権侵害につながり得る。この後、居室内での姿勢・動作の制限については、「黒羽刑務所における余暇時間帯の行為（ヨーガ）の制限に関する人権救済申立事件（勧告）」（2020年1月24日）において、「貴所が、余暇時間帯に申立人が瞑想を除くヨーガを行うことを禁止したことは申立人の余暇時間を自由に過ごす自由を侵害する。」として勧告をしている。また、工場における裸体検身については、「刑務所内における身体検査に関する人権救済申立事件（勧告）」（2021年1月5日）において、「貴所は、全ての受刑者を対象に、年数回定期的に、受刑者が、刑務官が見ているもとで、陰茎を上を持ち上げて陰囊を見せ、刑務官が目視で確認する態様で陰部検査を行っている。個別具体的事情を考慮せず全ての受刑者を対象にこのような検査を行うことは、受刑者の人格権を侵害し、羞恥心を害し個人の尊厳を損なうものである。」として勧告をしている。

¹⁰ 小野=清一郎・朝倉京一『ポケット註釈全書8 監獄法改訂』（有斐閣 1970年 308頁）は、監獄法103条について、「在監者の頭髪鬚髯の剪剃に関する本条の趣旨は、専ら監獄の規律および

第5に、受刑者が逃走したときに発見しやすいかという点については、丸刈りが社会において稀有な髪型であれば格別であるが、そうではないことから、そもそも発見を容易にするものではなく、髪型の自由を制限し、あるいは強制的に毛髪を切除することまでを許容する理由となるものでもない。

以上から、受刑者に髪型の自由を認めないことに特に合理的な理由があるとは考えられない。

この点、女性の受刑者については、被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令6条1項において、「(2)女子の受刑者については、華美にわたることなく、清楚な髪型とする。」とされており、ある程度の自由も認められている。しかし、女性の受刑者も懲役刑であれば男性と同様に工場での作業があることからすると、衛生上の必要性や機械への巻き込みの危険といった理由も、実際には、理由となるものではないことを示している。少なくとも、女性の受刑者と同程度の自由を認めても刑事施設の規律及び秩序の適正な維持、強制処遇の適切な実施が妨げられるおそれはないと考えられる。

(4) 強制的な調髪に法律の根拠がないこと

当連合会からの「男子受刑者がおおむね一月に一回以上の調髪に任意で応じない場合に、当該受刑者に調髪を強制する内容の規定は存在しますか。存在する場合はその規定の内容について御教示ください。」との質問に対して、法務省は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第60条第1項において、受刑者に調髪を義務付けています。」と回答している。

確かに、刑事被収容者処遇法60条1項が、受刑者に対して、調髪を義務を課しているとの見解のあることは既に述べたとおりである（1法制度(1)刑事被収容者処遇法）。

しかし、日本国憲法は法の支配を実現するものであり¹¹、行政庁が相手方の権利を制限し義務を課するには法律の根拠を要するにとどまらず、その義務の履行確保の手続にも別途の法律の根拠が必要である¹²。実際、行政代執

衛生を保つにある。それをもって加辱の象徴的意味をもたせ、逃走防止の手段とするのではない。」とする。

¹¹ 基本的人権の永久・不可侵性を確認する97条が最高法規の章の冒頭に置かれていることは、法の支配の原理の端的な表現である（芦部信喜『憲法学I—憲法総論』有斐閣1992年57頁）。

¹² 行政法の理論においても、次のように同様に説かれている。「しかし、戦後、(略)営業停止命令権限のように相手方に義務を課す権限のうち義務履行確保のために行政的に強制する権限も含意されているかは、重要な解釈問題となった。そして、行政権の特権的地位を過大に承認していた戦前の行政法学の批判的検討の一環として、行政行為の執行力の理論も克服され、今日では、営業停止命令権限のよう相手方に義務を課す権限は、当該義務の履行を強制するためには、別途、そのための根拠規範が必要であると一般に解されている(略)。義務の賦課と義務履行確保のそれぞれにつ

行法は、その1条において、「行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。」としており、義務の履行確保について、行政代執行法か他の法律の定めが必要であることを明らかにしている。

ところが、刑事被収容者処遇法には、受刑者が調髪義務を履行しないときに、刑事収容施設において強制的に調髪を行い義務を実現するための手続を定める条文は置かれていない¹³。この点、刑事被収容者処遇法77条1項は、「刑務官は、被収容者が自身を傷つけ若しくは他人に危害を加え、逃走し、刑事施設の職員の職務の執行を妨げ、その他刑事施設の規律及び秩序を著しく害する行為をし、又はこれらの行為をしようとする場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その被収容者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。」と定めている。しかし、「制止」とは、日常用語としては、相手の言葉や行動を押さえとどめることであり、かつ同項において、「制止」は「その他その行為を抑止するため必要な措置」と並列されていることからすれば、同項にいう制止は、何かをさせないためのものにとどまり、積極的に何かを実現するためのものではないといえる。

6 結論

したがって、本件において、第1に、丸刈りを強制した点において、髪型の自由及び自己の意思に反して身体の一部である頭髪の処分を強制されない自由を不当に制限しており、人権侵害があったと認められる。

また、第2に、強制的な調髪に法律の根拠がないにもかかわらず受刑者の意思に反して有形力を行って調髪を実施した点において、法の定める義務を実現する手続を採ることなくして権利を制限しており、人権侵害が認められる。

以上

いて法律の留保が及ぶことから、これを法律の留保の二段階構造と呼ぶこともある。」(宇賀克也『行政法概説I—行政法総論第7版』有斐閣 2020年 42頁)

¹³ 行政代執行法は、代替的作為義務の履行の強制について2条以下に定めを置いているが、非代替的作為義務については定めておらず、必要があれば、個別の法律においてその履行の強制について定める建前をとっている。刑事収容施設法60条1項の「受刑者には、法務省令で定めるところにより、調髪及びひげそりを行わせる」との表現は、調髪及びひげそりが身体の一部を切除するものであり刃物を使用する危険な行為であることからその性質に鑑みて非代替的作為義務として規定したものと解される。しかし、同法において、義務の履行を強制する方法は置かれていない。